

次の対象区域において、建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく認定をいたしましたので、同条第6項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成25年8月9日

京都市長 門川 大作

1 認定事項

認定番号	認定年月日	対象区域
11-009	平成25年 8月5日	京都市伏見区小栗栖中山田町21番地の1, 21番地の4から21番地の12まで, 53番地の1, 53番地の4から53番地の7まで, 54番地の3から54番地の5まで, 54番地の7, 54番地の13, 54番地の15から54番地の17まで, 55番地, 55番地の5, 55番地の8から55番地の10まで, 121番地から124番地まで, 131番地から135番地まで, 137番地から139番地まで, 141番地から148番地まで及び150番地から152番地まで, 同区桃山町山ノ下64番地の3, 65番地, 65番地の4, 66番地の5から66番地の7まで, 68番地, 90番地, 93番地の一部, 94番地の一部及び95番地の一部並びに同区石田川向54番地の3, 55番地の3, 55番地の6, 57番地の7から57番地の9まで, 70番地, 71番地及び74番地

2 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までは除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)